



平成27年1月診療分より 変更となる高額療養費制度



健康保険の給付制度のひとつに、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されるという高額療養費制度があります。この制度について、平成27年1月診療分より変更となるのが先日、決定しました。なお、変更の対象は、70歳未満の人に適用されるものです。

1.変更となる高額療養費制度

高額療養費制度は、負担能力に応じた負担を行うという観点から、被保険者の標準報酬月額等に従い、自己負担限度額を複数に区分しています。この区分について、平成26年12月診療分まで3つであったものが、平成27年1月診療分から5つに細分化されることになりました。具体的には、標準報酬月額83万円以上と、標準報酬月額26万円以下という区分が新しく設けられ、この区分に応じた負担が求められることとなります。また自己負担限度額も変更となり、下表のとおりとなります。なお低所得者については額の変更はありません。

表 平成27年1月診療分からの高額療養費制度

区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数該当 140,100円>
標準報酬月額 53万円以上79万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数該当 93,000円>
標準報酬月額 28万円以上50万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当 44,400円>
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 <多数該当 44,400円>
低所得者 住民税非課税	35,400円 <多数該当 24,600円>

2.多数該当の場合の 自己負担限度額の変更

高額療養費制度には、1年間（直近12ヶ月間）に4回以上該当した場合には、4回目から自己負担限度額がさらに引き下げられる「多数該当」という仕組みがあります。今回、区分が細分化されたことに伴い、この多数該当となった場合の自己負担限度額も変更されます。

3.便利な限度額適用認定の制度

高額療養費制度は自己負担限度額を超える部分も被保険者がいったん立て替え、後日、協会けんぽ等の保険者に請求する方法が一般的ですが、事前に医療費が高額になりそうなときは、保険者に「限度額適用認定証」を発行してもらい、この認定証を医療機関等の窓口で提示することで、立替額を自己負担限度額までとする仕組みが設けられています。入院等で自己負担限度額が大きくなる可能性のある従業員には、この制度の案内も行っておきたいものです。

※健康保険組合についても同様の制度がありますが、運用については、自動的に高額療養費を口座に振り込むものや、支給対象になったことの通知が届くこともありますので、加入している組合にご確認ください。

高額療養費制度は、さほど多くの従業員が利用する制度とは言えませんが、自己負担限度額が大きくなった際には、忘れずに請求をしておきたいものとなります。この機会にそもそもこの制度の仕組みも周知しておきましょう。